## 任意継続組合員に係る申出手続き等について

地方公務員等共済組合法第 144 条の2の規定に基づき退職の日の前日まで引き続き1年以上 (組合員期間にして「1年と1日以上」) 組合員であった方に退職後も引き続き共済組合の短期 給付等が適用される任意継続組合員制度につきましては、「申出」及び「保険料の払込み等の手続き」を「退職の日」から起算して「20日を経過する日」までに行うこととされております。このことから、本来の手続きでは退職の際に「組合員証」及び「組合員被扶養者証」を所属所を経由して返納のうえ、「保険料の払込み」をしていただくことにより「任意継続組合員証」、「任意継続組合員被扶養者証」及び「高齢受給者証」(以下「任継組合員証等」という。)を発行しておりますが、年度末に伴い組合員及び被扶養者の更なる利便に供することを目的として、年度内(退職前)に任意継続組合員となる諸手続きを行うことができるよう下記のとおり取扱いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

## 1.「年度末退職者」で「年度内(退職前)」に手続きを希望される方について

「所属所を経由」して、次のとおり期日内に手続きを行っていただくことにより、令和6年4月1日から任継組合員証等が使用できます。

**~ お手続きの際のお願い ~** 《再就職予定・家族の扶養に加入を予定している方へ》

任意継続組合員の資格取得について、年度内でなくても上記2の方法により、退職後20日以内であれば手続きを行えます。

健康保険の重複加入を防ぐためにも、<u>4月1日以降の状況が未確定(再就職の可能性がある、家族の扶養に入れる可能性がある等)の方については、必ず下記2の</u>手続きで申し出を行ってください。

また、掛金納入後の資格取得の取り下げの場合は掛金の還付までに時間を要しますので、年度内に 手続きを希望される際には、**くれぐれも慎重に**判断していただきますようお願いいたします。

#### (1)「任意継続組合員資格取得申出書」の提出について

手続きを行う場合、**提出期日まで**に**「任意継続組合員資格取得申出書」(当組合のホームページよりダウンロードできます)をご提出**いただきます。以下の通り書類をご提出ください。また、記入の際には「掛金の払込方法」を記載いただきますが、**掛金の額・振込方法等の詳細について**は「3.保険料の取り扱いについて」をご確認ください。

提出先 : お勤めの所属所の「共済組合事務担当課」

提出期日:<u>お勤めの所属所が「指定する日」</u>

(なお、所属所から**当組合への提出期限**は、「令和6年3月1日(金)必着」となります。)

#### (2)「任意継続掛金の払込通知」の送付について

(1)の期日までに申請をされた方について、申出者ごとの「振込依頼書」を所属所宛に送付いたします。

「振込依頼書」が配付されますので、以下の期日までに振込を行ってください。

また、<u>期日まで</u>に<u>払込みがなされない</u>方は、<u>退職日までに「任継組合員証等」が交付できま</u> せ $\Delta$ ので、ご注意ください。

掛金の振込期日:令和6年3月18日(月)

#### (3)「任継組合員証等」の交付について

(2)の期日までに払込手続きが完了された方の「任意継続組合員証等」を「お勤めの所属所」 あて、令和6年3月25日(月)に送付します。

共済組合事務担当課において、現在お手持ちの「組合員証」及び、全ての「組合員被扶

<mark>養者証」「高齢受給者証」と「交換によって交付」</mark>することとなりますので、<mark>交付を受</mark>

ける際は必ず「組合員証等」をすべてお持ちください。

なお、紛失されてしまった場合は「始末書(当組合のホームページよりダウンロードできます)」をご記入いただき、これに代えてください。

- 2.「年度末退職者」で上記1の例によらず、「退職日以後」に手続きをされる方について「任意継続組合員証等」の発送は、初回の掛金の振込を確認後となります。
  - (1) 現在お持ちの<mark>「組合員証等」の回収</mark>について

<u>「組合員証」及び全ての「組合員被扶養者証」「高齢受給者証」は、<mark>退職時に、所属所に</mark> 必ず返却してください。</u>

全ての<mark>「組合員証等」が回収できていない</mark>場合、<mark>「任継組合員証等」の発行ができません</mark> ので十分ご注意ください。

(2)「任意継続組合員資格取得申出書」の提出について

以下の提出期限までに、<u>直接</u>、<u>退職者から「本組合宛て」</u>に「任意継続組合員資格取得申出書」を提出(郵送・持込み)していただきます。

なお、<mark>提出期日を過ぎた場合</mark>は<mark>「任意継続組合員となることができなくなります」</mark>のでご 注意ください。

提出期日:令和6年4月19日(金)必着

(3) 「任意継続掛金額の払込通知」「任意継続組合員証等」の送付について

(2) の提出が確認でき次第、順次、「振込依頼書」を本組合から申出者の住所宛て送付いたします。以下の期日までに振込を行ってください。

掛金の振込期日:「振込依頼書」に記載された期日

(3) 「任意継続組合員証等」の送付について 初回の掛金の振込みが確認できましたら、順次、「任意継続組合員証等」を任意継続組合 員の住所宛て送付いたします。

## 3.保険料の取り扱いについて

保険料には、医療に係る短期保険料と介護に係る介護保険料(40歳以上65歳未満の方が対象)があります。保険料は、次の①・②のうちいずれか少ない額に、短期・介護の保険料率を乗じて算出します。

また、払込方法は「月払い」「半年払い」「年払い(年度単位)」の3通りがあり、<u>半年払い</u>と年払いには「前納割引制度」が適用されます。

なお、申出者ごとの保険料については、<u>「振込依頼書」を送付する際</u>に、<u>調定計算の結果を表記した「任意継続掛金計算書」を同封</u>いたしますのでご確認ください。

#### 【任意継続組合員の保険料の算定方法】… 以下(1)(2)の「合計額」が1月分の掛金となります。

- ① 退職時のご自身の標準報酬の月額
- ② 令和5年9月30日の全組合員の標準報酬の月額の平均額を標準報酬等級表に当てはめた額

(参考:令和5年9月30日の平均標準報酬月額の見込み\*1300,000円)

(1)短期保険料(月額)\*2 = 「①・②のいずれか少ない額」×「令和6年度短期保険料率」

(参考:令和5年度は100/1,000)

(2)介護保険料(月額)\*2 = 「①・②のいずれか少ない額」×「令和6年度介護保険料率」

(参考: 令和5年度は17.54/1,000)

- ※1 令和5年9月30日の平均標準報酬月額及び令和6年度の短期・介護保険料率は3月上旬頃決定します。
- ※2 被扶養者の有無にかかわらず、上記の算定額が保険料となります。

#### ≪参考≫ 「標準報酬月額300,000円」、「令和5年度の掛金率」による計算例

(1) 短期任意継続掛金(月額): 30,000 円 (2) 介護任意継続掛金(月額): 5,262 円

(3)合計任意継続掛金(月額): (1)+(2)=35,262 円

	年間払込金額	<u>毎月払いと比較</u> <u>した割引額</u>
毎月払い (前納割引無し)	423, 144 円 (各月 35, 262 円×12 月)	I
半年前納払い (前納割引あり)	419,022 円 (4月~9月分:209,854円、 10月~翌年3月分:209,168円)	年 4, 122 円の割引
1年前納払い (前納割引あり)	415, 632 円	年 7, 512 円の割引

(備考)

上記以外の標準報酬月額に対応する任意継続掛金額については、別表「令和5年度 任意継続掛金早見表」を ご参照ください。

前納期間中に任意継続組合員資格を喪失することとなった場合は、未経過期間の掛金を後日還付させていただきます。

### 4.国民年金への加入について

#### 任意継続組合員には、年金制度上の適用がありません。

60 歳未満で退職したときは、60 歳になるまで国民年金に加入する必要があります。「お住まいの市町村の国民年金担当課」で国民年金の加入の手続きを行ってください。

また、在職中に「<u>60 歳未満の配偶者」</u>を被扶養者としていた場合、退職に伴い<u>「国民年金の第3号被保険者」の資格がなくなります</u>(「国民年金の第1号被保険者」となる)ので、お住まいの市町村の国民年金担当課で配偶者の国民年金の加入の手続きを行ってください。

## 5.被扶養者の取り扱いについて

「在職中に認定されていた被扶養者」につきましては任意継続組合員の資格取得後も引き続き被扶養者となります。

ただし、<u>組合員被扶養者証の「有効期限」</u>が以下の状況にある方につきましては、以下の契機にて**「継続認定の申告」**又は**「取消の申告」**が必要となります。

また、<u>有効期限内であっても</u>、主たる生計維持者の変更や就職等、<u>被扶養者としての要件を</u> ・・・・・・・・・・・・・ 欠くに至った場合は、必ず「取消の申告」を行ってください。

#### (1)「有効期限」が組合員の「退職日と同日」の方

① その後も継続して被扶養者としたい場合 被扶養者の「継続認定の申告」(令和6年1月22日に別途ご案内しております)が必ず 必要になりますので、 令和6年5月1日(水)(必着)までに「被扶養者申告書(継続)」及び「必要書類等」を提出してください。

なお、<u>退職前(3月中)に手続きを行うことができます</u>のでお早目の手続きをお願いいた します(**退職前は所属所経由で手続きが可能**です)。

② 有効期限をもって被扶養者を取消す場合(4月1日付けで就職する場合等) 被扶養者の「取消の申告」が必ず必要になりますので、令和6年4月1日以後速やかに 「被扶養者申告書(取消)」及び「必要書類等」を提出(郵送・持込み)してください。

#### (2)「有効期限」が組合員の「退職日以降」の方

任意継続組合員資格取得時には、その方の「任意継続組合員被扶養者証」は発行されます。 **有効期限内であっても**、主たる生計維持者の変更や就職等、**被扶養者としての要件を欠く に至った場合**は、必ず**「取消の申告」を行ってください**。

なお、**「有効期限の前月」**となった場合、**当組合より手続きの案内を通知**いたしますので **必ず手続き**をお取りください(**有効期限切れの証は使用できませんのでご注意ください**)。

## 【お問合せ先】

担当課:年金課 調定担当・資格担当

TEL:055-232-7311

### ◆**令和5年度任意継続掛金早見表◆**(任意継続組合員資格取得月が4月の場合)

		<u>^ ヤビヤソし</u>	, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	- 元 <b>ス</b> ▼ (任息越続組合負債格取得月か ①毎月払い			②半年前納払い						③1年前納払い				
報酬月額	(円)	等級	標準報 酬月額 (千円)	短期掛金	介護掛金	毎月合計	年間合計	前期 短期掛金	前期 介護掛金	前期合計 (4月~9月)	後期 短期掛金	後期 介護掛金	後期合計 (10月~ 翌年3月)	年間合計	短期掛金	介護掛金	年間合計
円以上 ~	円未満			100‰	17. 54‰			100‰	17. 54‰		100‰	17. 54‰	立十3月)		100‰	17. 54‰	
0 ~	63,000	1級	58	5,800	1,017	6,817	81,804	34,517	6,052	40,569	34,405	6,033	40,438	81,007	68,364	11,987	80,351
63,000 ~	73,000	2級	68	6,800	1,192	7,992	95,904	40,469	7,094	47,563	40,337	7,071	47,408	94,971	80,151	14,050	94,201
73,000 ~	83,000	3級	78	7,800	1,368	9,168	110,016	46,420	8,141	54,561	46,268	8,115	54,383	108,944	91,938	16,125	108,063
83,000 ~	93,000	4級	88	8,800	1,543	10,343	124,116	52,371	9,183	61,554	52,200	9,153	61,353	122,907	103,725	18,187	121,912
93,000 ~	101,000	5級	98	9,800	1,718	11,518	138,216	58,322	10,224	68,546	58,132	10,191	68,323	136,869	115,512	20,250	135,762
101,000 ~	107,000	6級	104	10,400	1,824	12,224	146,688	61,893	10,855	72,748	61,691	10,820	72,511	145,259	122,584	21,499	144,083
107,000 ~	114,000	7級	110	11,000	1,929	12,929	155,148	65,464	11,480	76,944	65,250	11,443	76,693	153,637	129,657	22,737	152,394
114,000 ~	122,000	8級	118	11,800	2,069	13,869	166,428	70,225	12,313	82,538	69,996	12,273	82,269	164,807	139,086	24,387	163,473
122,000 ~	130,000	9級	126	12,600	2,210	14,810	177,720	74,986	13,152	88,138	74,741	13,109	87,850	175,988	148,516	26,049	174,565
130,000 ~	138,000	10級	134	13,400	2,350	15,750	189,000	79,747	13,985	93,732	79,487	13,940	93,427	187,159	157,945	27,699	185,644
138,000 ~	146,000	11級	142	14,200	2,490	16,690	200,280	84,508	14,819	99,327	84,232	14,770	99,002	198,329	167,375	29,350	196,725
146,000 ~	155,000	12級	150	15,000	2,631	17,631	211,572	89,269	15,658	104,927	88,978	15,607	104,585	209,512	176,804	31,012	207,816
155,000 ~	165,000	13級	160	16,000	2,806	18,806	225,672	95,220	16,699	111,919	94,910	16,645	111,555	223,474	188,591	33,074	221,665
165,000 ~	175,000	14級	170	17,000	2,981	19,981	239,772	101,172	17,741	118,913	100,841	17,683	118,524	237,437	200,378	35,137	235,515
175,000 ~	185,000	15級	180	18,000	3,157	21,157	253,884	107,123	18,788	125,911	106,773	18,727	125,500	251,411	212,165	37,211	249,376
185,000 ~	195,000	16級	190	19,000	3,332	22,332	267,984	113,074	19,830	132,904	112,705	19,765	132,470	265,374	223,952	39,274	263,226
195,000 ~	210,000	17級	200	20,000	3,508	23,508	282,096	119,025	20,877	139,902	118,637	20,809	139,446	279,348	235,739	41,349	277,088
210,000 ~	230,000	18級	220	22,000	3,858	25,858	310,296	130,928	22,960	153,888	130,501	22,885	153,386	307,274	259,313	45,474	304,787
230,000 ~	250,000	19級	240	24,000	4,209	28,209	338,508	142,830	25,049	167,879	142,364	24,967	167,331	335,210	282,887	49,611	332,498
250,000 ~	270,000	20級	260	26,000	4,560	30,560	366,720	154,733	27,138	181,871	154,228	27,049	181,277	363,148	306,461	53,749	360,210
270,000 ~	290,000	21級	280	28,000	4,911	32,911	394,932	166,635	29,227	195,862	166,092	29,131	195,223	391,085	330,035	57,886	387,921
290,000 ~	310,000	22級	300	30,000	5,262	35,262	423,144	178,538	31,316	209,854	177,955	31,213	209,168	419,022	353,609	62,023	415,632
310,000 ~	330,000	23級	320	32,000	5,612	37,612	451,344	190,441	33,399	223,840	189,819	33,290	223,109	446,949	377,183	66,148	443,331
330,000 ~	350,000	24級	340	34,000	5,963	39,963	479,556	202,343	35,487	237,830	201,683	35,372	237,055	474,885	400,757	70,286	471,043
350,000 ~	370,000	25級	360	36,000	6,314	42,314	507,768	214,246	37,576	251,822	213,546	37,454	251,000	502,822	424,331	74,423	498,754
370,000 ~	395,000	26級	380	38,000	6,665	44,665	535,980	226,148	39,665	265,813	225,410	39,536	264,946	530,759	447,905	78,560	526,465

<sup>(</sup>注1) 介護掛金の対象者は、40歳以上65歳未満の組合員です。 (注2) 任意継続掛金の基準となる標準報酬月額の上限は22級300,000円です。

## A

## ~大切なお知らせ~

# 令和6年4月以降「任意継続組合員となる予定の方」へ 令和6年10月1日から振込手数料が必ずかかります

組合員の皆さまや所属所が「山梨中央銀行を通して」共済組合へ振込みを行う際の振込 手数料は、共済組合の指定金融機関である山梨中央銀行との申し合わせにより、現在は無 料となっております。

しかしながら、山梨中央銀行より本年10月から振込手数料の負担を求められ協議を重ねてきましたが、振込手数料の負担が避けられないこととなりました。

このため、<mark>令和6年10月1日以降</mark>、任意継続組合員の皆さまから共済組合へ<mark>掛金の振</mark> 込み(送金)を行う際は、<mark>所定の「振込手数料」の負担が必ず発生</mark>いたします。

何卒ご理解、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

特に、任意継続組合員の掛金払込方法を<u>「毎月納付」とする方</u>は令和6年10月1日以降、**毎月の振込のたびに振込手数料がかかることとなります**のでご承知おきください。

※なお、「6ヶ月間前納(半年払い)」「12か月間前納(年間払い)」で掛け金を納付していただく方について、前納期間中に任意継続組合員資格を喪失することとなった場合は、未経過期間の掛金を後日還付させていただきます。

【お問合せ先】

担当課:年金課 調定担当

TEL:055-232-7311